

令和5年10月23日

保護者の皆様

川崎市立久本小学校

校長 松澤 ゆかり

感染症に罹患した際の登校許可証について

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これからの時期において、様々な感染症の流行が予想されます。川崎市では、感染症に罹患し医師の判断により出席停止と言われた場合においては、登校許可証のご提出をお願いしております。医師の判断によりその後感染のおそれがないとして登校が認められた際、お子さんが登校する日に登校許可証を持たせてください。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関しましては、登校許可証ではなく、10月3日に配付しました療養報告書のご提出をお願いいたします。感染症により提出していただく用紙が異なります。ご理解ご協力をお願いいたします。

学校において予防すべき感染症

病名	出席停止期間
第2種	
インフルエンザ	*発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼児の場合は3日）※発症日を0日とする
百日咳	*特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	*解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	*耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	*発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	*すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	*主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	*病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	*病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	*発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日を0日とする
第3種	
溶連菌感染症	*病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	*病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで